

令和 7 年度第 1 2 回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）
午前 9 時 3 0 分開会、午前 1 0 時 1 0 分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階会議室 3－3
- 3 出席者 ・ 委員 岡田康正委員長、木實涼子職務代理
杉沢文隆委員、友田賢司委員（欠席）
・ 事務局 島田事務局長、高品副主幹、桐谷主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員 5 人、傍聴人数なし

5 議題

日程第 1 会議録署名人の指名について

杉沢委員とする。

日程第 2 議件

議案第 1 号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

事務局）議案第 1 号の選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数の確定について、ご説明いたします。議案第 1 号の別紙資料をご覧ください。内容は資料のとおりで、令和 7 年 9 月 1 日基準日現在の登録者数 5 4, 2 1 2 人に対し、登録者が 5 5 7 人、抹消者が 5 8 7 人で、今回の登録者数は 3 0 人減の 5 4, 1 8 2 人となっております。ご説明は以上です。

議案第 2 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 内容は資料のとおりで、この者については、平成28年6月22日の選挙管理委員会において承認され、在外選挙人名簿に登録されておりましたが、令和7年6月27日に国内の市町村で新たに住民票が作成されたことから、公職選挙法第30条の10第1項の規定により、その旨表示していました。

今回、この者が、国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日から、4ヶ月を経過したことを確認したことから公職選挙法第30条の11第2項の規定により本日抹消するものです。

② 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第3号 袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示の制定について

① 説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 今回の議案については、現在会期中の令和7年第4回袖ヶ浦市議会に上程されており、予定では、12月19日に可決され、施行されることから、それに併せ、その様式を定めている「袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」の一部を改正しようとするものです。

今回の改正ですが、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用ビラやポスター作成に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、袖ヶ浦市議

会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における公費負担の限度額についても国政選挙の基準に準じて引き上げるため、関係する条例とその様式を定める規定の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価の上限額7円73銭を8円38銭に、選挙運動用ポスター作成費の1枚あたりの単価の上限額541円31銭を586円88銭に改めようとするものです。今回の議案である規程の改正については、様式に記載されている字句の改正となります。

様式第13号では選挙運動用ビラ作成費の1枚あたり単価に関する記載箇所、様式第14号及び第15号では選挙運動用ポスター作成費の1枚あたり単価に関する記載箇所があり、その部分を改めようとするものです。

なお、この規程の施行については、条例の公布の日と同日と考えております。説明は以上となります。

② 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第4号 袖ヶ浦市選挙管理委員会が管理する選挙の実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める規程の一部を改正する告示の制定について

① 説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 今回の議案については、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動従事者に対する実費弁償及び報酬、労務者に対する実費弁償の限度額が引き上げられたことから、本市

においても国の選挙に準じた取り扱いとするため、規程に定める実費弁償及び報酬額を改正しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が現行となっております。

第2条において、選挙運動従事者に対する実費弁償の額を定めておりますが、同条第2号を第4号とし、第1号の次に船賃、航空賃の2号を加えます。

また、改正前の同条第3号の宿泊料につきましては、同条第5号となり、金額が12,000円から23,000円に、それから第4号弁当料については第6号となり、1食1,000円、1日につき3,000円から、1食につき1,500円、1日につき4,500円となります。それから第5号茶菓料については、第7号となり、500円から1,000円に改正するものです。

次に、第3条では、選挙運動従事者に対する報酬の額を定めておりますが、選挙運動のために使用する事務員については、10,000円から15,000円に、専ら手話通訳のために使用する者及び要約筆記のために使用する者にあつては15,000円から20,000円に改正するものです。

第5条では、労務者に対する実費弁償の額を定めておりますが、同条1号中「鉄道賃」の次に「、船賃、航空賃」を加え、「及び第2号を」を「から第4号まで」に改め、同条第2号中「10,000円」を「20,000円」に改めるものです。

最後、附則ですが、本日議決をいただければ、本日付けて施行しようとするものです。説明は以上とな

ります。

③ 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 5 号 政治活動のために使用する立札及び看板の類に表示する証票の有効期限を定めることについて

① 説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

事務局) 公職選挙法第 1 4 3 条第 1 7 項で規定する政治活動のために使用する立札及び看板の類の表示に用いる証票については、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第 1 条第 1 項の規定により、本委員会が交付する様式第 1 号の証票を用いることとされておりますが、現在の証票の有効期限が本年 1 2 月 3 1 日に到来いたします。

これまでは有効期限 5 年としておりましたが、新たに作成する証票については、市の選挙の周期に合わせることで事務の効率化が図れることから、同規程同条第 2 項の規定により、有効期限 4 年と定めたいとするものです。

なお、千葉県においては、平成 2 7 年の更新時から有効期限を 4 年に変更し、交付件数が最多である県議用証票の更新時期と選挙の時期に関連を持たせております。近隣市においては、木更津市及び君津市が有効期限 4 年、富津市が有効期限 5 年となっております。説明は以上となります。

④ 意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

・ 次回の選挙管理委員会の予定について